

# 陳 述 書

2018年9月20日

奈良地方裁判所 御中

住 所

氏 名 E. H.

1 私は1936年生まれ、現在81歳です。28歳で母親になり、はじめて本格的に社会と向き合うようになりました。

「おかしいことはおかしい」といつでもどこでも言い続けてきました。子どもが成長して小学校に入学すると、校長べったり、親抜きの役員会の在り方に疑問を感じ、PTAが親と教師が共に子どもの教育にかかわれる組織とするために、仲間と共に頑張りました。

また、住んでいる地元自治会も、住民不在、殆ど役員のための自治会でした。これも住民による住民のための自治会にするために住民の皆さんと力を合わせました。

1972年、櫛田フキさん、羽仁説子さんを招いて奈良教育大学で開催した「子どもを守る文化会議」の全国大会には、大会運営の事務局次長として関わらせてもらいました。羽仁説子さんの「『子供』の字を『子ども』と書くのは、子どもは大人のお供ではないからです。」とのお話には改めて子どもは生まれながらの人としての権利を持った存在であると気付かされました。

40代半ばで全日本民主医療機関連合会（民医連）加盟の平和会吉田病院に就職し、精神科の作業療法士補助（アシスタント）として働きました。働く人の権利や患者のためのより良い

医療確保には平和が欠かせないという綱領を掲げた病院でした。

吉田病院労働組合の婦人部長として全国の働く婦人の集会等にも参加し、働く婦人の権利や女性の地位向上をめざす運動にも関わりました。

51歳で突然奈良市議会議員の補欠選挙に立候補の要請を受けて当選し、以後6期21年間、奈良市議会議員として、市民の立場から見て「おかしいことはおかしい」の立場で、一貫して市民の側に立った議員活動に力を尽くしました。

2 戦後73年となり、「戦争を知らない世代」が増えています。そのことに危機感を感じているからだと思いますが、ここ数年、8月の終戦記念日前後に、アジア太平洋戦争を様々な角度から取り上げる番組をたくさん目にします。

特に、NHKはドキュメンタリー番組で日本の加害責任にも迫るすぐれた番組をいくつも放映しています。今年の夏に、私が最も心を打たれた番組は、NHKスペシャル「祖父が見た戦場―ルソンの戦い 20万人の最期―」（8月11日放送）でした。

NHKの小野文恵アナウンサーが戦死した祖父の最期の地を母と2人で探索するドキュメントを紹介していました。彼女の祖父は34歳でフィリピンのルソン島で戦死したが、遺骨も戻らず、最期の状況も分からなかった。ルソン島での日本軍兵士の死者は20万人とされ、多くは病死・餓死だったこと、死んだ兵士たちは確かに軍の作戦の被害者だったが、フィリピン民衆にとっては加害者でもありました。番組はこの視点を忘れていませんでした。小野アナウンサーは日本軍が多数のフィリピン女性を連行してレイプした事件の被害者にもインタビューを試み、又日本軍がマニラ住民を集めてガソリンをかけて焼き殺

した場所のシーンもありました。小野アナウンサーが「残酷なことに駆り立てられた人が結局のところ私たちの誰かのおじいさんだったわけだったんですもんね。」とつぶやいていたのが胸に迫りました。

NHKの戦争にまつわるすぐれた特別番組を見るに付け、「二度と戦争をしてはならない。」「子や孫達に戦争を体験させるような国にしてはならない」との思いに駆られます。

3 私は、あの戦争でたまたま家族の誰も失いませんでした。そして、殺し殺される戦場に家族を送ることもありませんでした。父は刑務所や拘置所などの法務省関係の仕事をしていた関係で戦場に行くことはなく、長兄も徴兵年齢の直前に終戦を迎えたのです。

私が小学校(当時国民学校)の入学時には、既に太平洋戦争が敗戦に向かっていたときでした。8歳、3年生で終戦を迎えました。灯火管制がなくなり、明るい夜を迎えられて本当にうれしかったです。

戦後、父の転勤で大阪の天満橋付近に転居しましたが、周辺は一面の焼け野原で、中之島公会堂がぽつんと建っていました。衣料品や日用品が不足し、食料も全くなく栄養失調で寝込んだ私を心配して、食料を探し求めて必死になっていた母の姿(着物を農家の方に買ってもらい、食料と交換していた)を今でも覚えています。

戦争の記憶はつらいものばかりですが、もう一年早く生まれていたら、学童疎開に行かなければなりませんでした。

4 私は1955年4月に東北大学教育学部(2年課程)に進学し、清宮四郎先生から日本国憲法の平和主義、基本的人権、三権分立・統治機構などの講義を受けたこと、安保条約によって日本が戦争に巻き込まれる危険があると強調されていたことを

よく覚えています（今も清宮先生の「憲法要論」（法文社）を大事に持っています）。

NHK問題に無関心でおられないのは、また戦前の「大本営発表」の再現に至るのではないかと危惧するからです。

NHKとイギリスのBBC（英国放送協会）がよく比較されますし、NHKはBBCの仕組みを意識しているようですが、いくら制度をまねても権力と向き合う姿勢がまるで違います。NHKでは、政治権力の乱暴な介入で「慰安婦」問題を取り上げたE TV番組が改変される事件が起きました。最近でも安倍政権を付度するニュース報道は、NHKの信頼を著しく落としています。国民が権利を行使する上で必要な基本情報をだれでも入手できるところに公共放送の「公共」たる意味がありません。この役割は商業放送や国営放送では担えません。

靱井前NHK会長の問題発言がNHKへの信頼を損ねてきましたが、それ以前も視聴者の納得を得られるような「公共」の役割を果たしてきたといえるでしょうか。政府の広報に近い「公」の情報を上から下に流すのではなく、「共に民主的な社会をつくろう」と考える職員を育て励ましていく放送活動をNHKは本気で目指すべきだと思います。

- 5 今、安倍首相と石破茂元幹事長との間で、自民党総裁選挙がたたかわれています。安倍首相の3選が確実視されており、安倍首相は「秋の臨時国会に自民党の改憲案を提出する。当選後の3年で改憲にチャレンジする」と明言しています。

自衛隊の憲法への明記は、「戦力不保持」、「交戦権否認」の9条2項を空文化し、無制限の武力行使に道を開くもので、到底、許されません。

森友・加計問題についても、安倍首相はメディア側の質問にまともに答えず、興奮して同じことを長々繰り返し、あげくは

「（今年の）総選挙で審判を受けた」などと開き直り発言をしていますが、公文書の改ざん・廃棄・隠蔽、虚偽答弁はすべて総選挙後に出てきた問題です。「総選挙で審判を受けた」などというのは詭弁であり、ウソです。

自民党総裁選挙は、テレビで随分取り上げられましたが、安倍首相の改憲発言について、国務大臣、国会議員の憲法尊重擁護義務（99条）違反を問うメディアはありませんでした。

しかし、民放では、安倍首相の問題発言について、一定の批判的な報道がなされました。

TBSニュース23（9月17日）では、加計疑惑で安倍首相と加計孝太郎理事長がゴルフや会食をしたことは問題だと指摘され、安倍首相が「ゴルフに偏見を持っておられる。ゴルフはオリンピックの種目にもなっている。ゴルフはだめでテニスや将棋はいいのか」と発言した場面を報じてました。

自民党の杉田水脈衆院議員がLGBTを差別する論文を雑誌に寄稿したことについて問われ、安倍首相は「自民党は（杉田氏などの）多様性について尊重する」「まだ若いから、注意して仕事をしてほしい」との発言も報じました（同TBSニュース23（9月17日））。

テレビ朝日報道ステーション（9月17日）は、斎藤農水相への圧力問題を問われ、安倍首相が「もしそういう人がいるのであれば、名前を言ってもらいたい」「よくあることだ、何か圧力をかけるとするのは」と発言したことを報じていました。

しかし、NHKが安倍首相発言を批判的に取り上げた報道を私は見ておりません。「安倍チャンネル」と揶揄されるのも当然ではないでしょうか。

6 私は、宮内さんが被告として裁判を始めたときから、裁判傍

聴に駆けつけましたが、森川裁判官が第2回裁判でいきなり結審を宣言したのに対し、佐藤弁護士が猛然と忌避を申し立てた場面を目撃しました。

その後の第1次、第2次、第3次の放送法遵守義務確認等請求訴訟の提訴後は、毎回欠かさず、裁判傍聴を続けてきました。

佐藤弁護士以下、原告弁護団が、毎回、交代で、準備書面を説明する陳述をされるのに対し、NHK側の代理人はほとんど応答しません。

5人も代理人弁護士を立てながら、法廷でもほとんど沈黙を守り、準備書面も簡単なものしか出してきません。

私には「逃げている」としか思えません。NHKには、堂々と原告側とかみ合った議論を行うよう、強く求めたいと思います。

7 NHKにきちんと反論をさせるべく、裁判所の役割に期待します。

テレビを持つ人に受信契約の締結を義務付けた放送法64条の合憲性などが争われた裁判で、最高裁大法廷が昨年12月6日に「合憲」との初めての判断を示しました。判決はNHKと受信者との意思表示の合致が必要だとしながら、NHKが裁判を起こして判決が確定すれば契約は成立すると指摘しました。この判決によってNHKから契約を求められた未契約世帯は事実上拒否できなくなるのではないかと新聞などで解説されています。しかし、視聴者の納得が得られないまま、支払いを半ば強制することに直結するような判決が出されたことは、残念ではありません。

特に問題なのは、最高裁が意思表示の合致が必要と強調しながら、

受信料に対応するNHKの放送内容については全く注文をつけ

ていないことです。これは受信料を払っていない人に対する裁判ですから理解できないわけではありませんが、この裁判は、原告の大半が受信料を払っている人ですから、裁判所が受信料支払義務に対応するNHKの放送義務の内容がどうあるべきかについて踏み込んだ判断をすべきだと思います。

NHKがニュース報道に当たり、放送法4条が掲げる、政治的に公平であること、報道は事実をまげないですること、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすることなどを遵守する義務を負っていることは、公共放送を唱えている以上は当然のことであり、裁判所には、そのことを明確に判断していただきたいと強く念願し、期待しています。

- 8 安倍政権の暴走が目にとります。三権分立が今、十分に機能できているのでしょうか。衆参で3分の2以上の議席を占める巨大与党が組閣する安倍政権に対する国会のチェック機能はきわめて不十分です。

モリカケ問題や公文書改竄、隠蔽問題等を追及してきた野党が憲法53条に基づいて臨時国会の開催を請求したのに対し、安倍内閣は3ヶ月以上にわたってこれを拒否し続けたあげく、昨年9月28日、臨時国会冒頭で衆議院を解散をしてしまいました。2012年に自民党が公表した改憲草案の中では、衆参いずれかの議院の4分の1以上の議員から臨時国会の開催要求がなされた場合には内閣は「2週間以内」に国会の召集を決定しなければならないと定めていたのに、これも完全に無視した違憲の措置であることは明白です。

この件に関してはすでに国会議員などから違憲訴訟が提起されていますが、政府による明瞭な憲法違反に対して裁判所が早期に明確な違憲判決を下すことを切望します。

9 私には子供が2人、孫が3人います。子や孫の世代に悲惨な戦争体験を絶対にさせてはなりません。憲法9条を改正して海外で戦争する国を目指そうとしている安倍政権の暴走に対し、体を張ってでも阻止しなければならないとの思いです。

「徴兵制 いのちかけてもはばむべし 母 祖母 女(おみな) 牢に満つるとも」(八坂スミ)

の歌を胸に、平和憲法を守り、活かしていくために、残りの人生を捧げる決意です。

10 私は、以前はNHKは国民のための放送機関であるとの認識から、受信料を支払ってきましたが、今は支払いを止めています。その動機は次の通りです。

毎週日曜日の朝8時から9時の政治討論会をいつも興味深く視聴していました。各党の代表者参加でその時々の政治経済等の重要課題を討論する番組です。10年ほど前だったと思いますが、特定の政党の代表者の発言にヤジを飛ばし、その党の発言がよく聞きとれないことがありました。本来なら司会者(NHK解説委員)がそのヤジを制止すべきなのにそのまま放置していたのです。このような状態がその後も何度も続き、不偏不党を掲げるNHKに疑問を感じたことが理由です。

NHKが政治的公平、不偏不党など、放送法4条を遵守して、公共放送の本来の役割を果たしてくれるのなら、喜んで受信料を払います。

以上